

大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 2 月 21 日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第 5 号

大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和 5 年大阪広域水道企業団条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(定義)			(定義)		
第 2 条 (略)			第 2 条 (略)		
2 ～ 9 (略)			2 ～ 9 (略)		
10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。） <u>第 2 条第 9 項</u> に規定する特定個人情報をいう。			10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。） <u>第 2 条第 8 項</u> に規定する特定個人情報をいう。		
11 ～ 13 (略)			11 ～ 13 (略)		
(利用及び提供の制限)			(利用及び提供の制限)		
第 13 条 (略)			第 13 条 (略)		
2 ～ 4 (略)			2 ～ 4 (略)		
5 保有特定個人情報に関しては、第 2 項第 2 号から第 4 号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			5 保有特定個人情報に関しては、第 2 項第 2 号から第 4 号まで <u>及び第 30 条</u> の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 39 条第 1 項第 1 号	(略)	第 13 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規	第 39 条第 1 項第 1 号	(略)	第 13 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規

		定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
(略)	(略)	(略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第18条 (略)

2 (略)

(1) (略)

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

イ～キ (略)

(2)・(3) (略)

3・4 (略)

(開示請求権)

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

		定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
(略)	(略)	(略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第18条 (略)

2 (略)

(1) (略)

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

イ～キ (略)

(2)・(3) (略)

3・4 (略)

(開示請求権)

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第59条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第20条 (略)

2 (略)

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第21条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

ア (略)

イ 議長が第25条各項の決定(以下「開示決定等」という。)をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ウ～キ (略)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第28条 (略)

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書

ことができる。

(開示請求の手続)

第20条 (略)

2 (略)

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下この章において「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第21条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下この章及び第58条において「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

ア (略)

イ 議長が第25条各項の決定(以下この章において「開示決定等」という。)をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ウ～キ (略)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第28条 (略)

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定(以下この章及び第69条において「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その

面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(訂正請求権)

第32条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

(訂正請求の手続)

第33条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

4～6 (略)

(利用停止請求権)

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を随時請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

(利用停止請求の手続)

他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(訂正請求権)

第32条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第59条において「訂正請求」という。）をすることができる。

(訂正請求の手続)

第33条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

4～6 (略)

(利用停止請求権)

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を随時請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第59条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

(利用停止請求の手続)

第40条 (略) 2 (略) 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 4～6 (略) (審議会への諮問) 第49条 (略) 2 (略) (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。） (2)・(3) (略) (審議会の調査権限) 第51条 (略) 2・3 (略) 4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は議長（以下「審査請求人等」という。）に対し、その意見を記載した書面（第53条及び第55条において「意見書」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他の必要な調査をすることができる。 (適用除外) 第58条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>前章</u>（第5節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみ	第40条 (略) 2 (略) 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下<u>この章において</u>「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 4～6 (略) (審議会への諮問) 第49条 (略) 2 (略) (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下<u>この章において</u>同じ。） (2)・(3) (略) (審議会の調査権限) 第51条 (略) 2・3 (略) 4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は議長（以下<u>この章において</u>「審査請求人等」という。）に対し、その意見を記載した書面（第53条及び第55条において「意見書」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他の必要な調査をすることができる。 (適用除外) 第58条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>第4章</u>（第5節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものと
--	--

なす。 （開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等） 第59条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の<u>特定に資する情報の提供</u>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。	みなす。 （開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等） 第59条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の<u>特定</u>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。
--	--

第2条 大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第65条 職員若しくは職員であった者、第10条第2項若しくは第16条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第66条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第67条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	第65条 職員若しくは職員であった者、第10条第2項若しくは第16条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第66条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第67条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

附 則
（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は同年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 2 条の規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。